



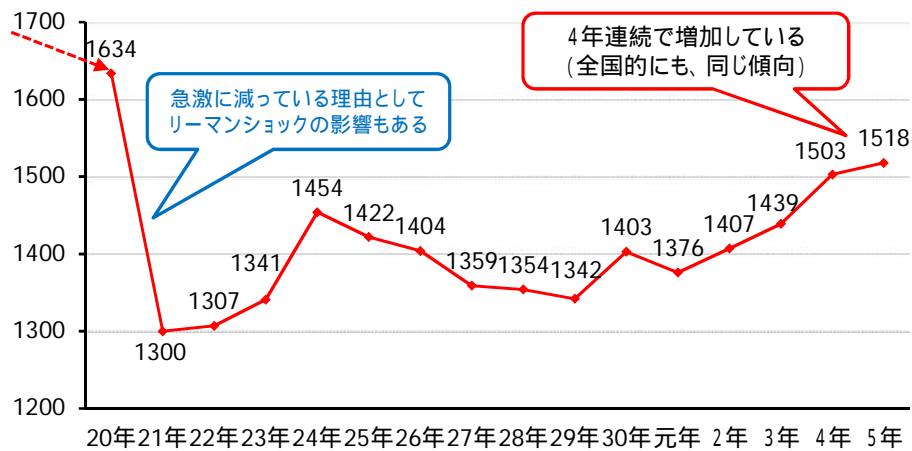
労働災害発生状況等について

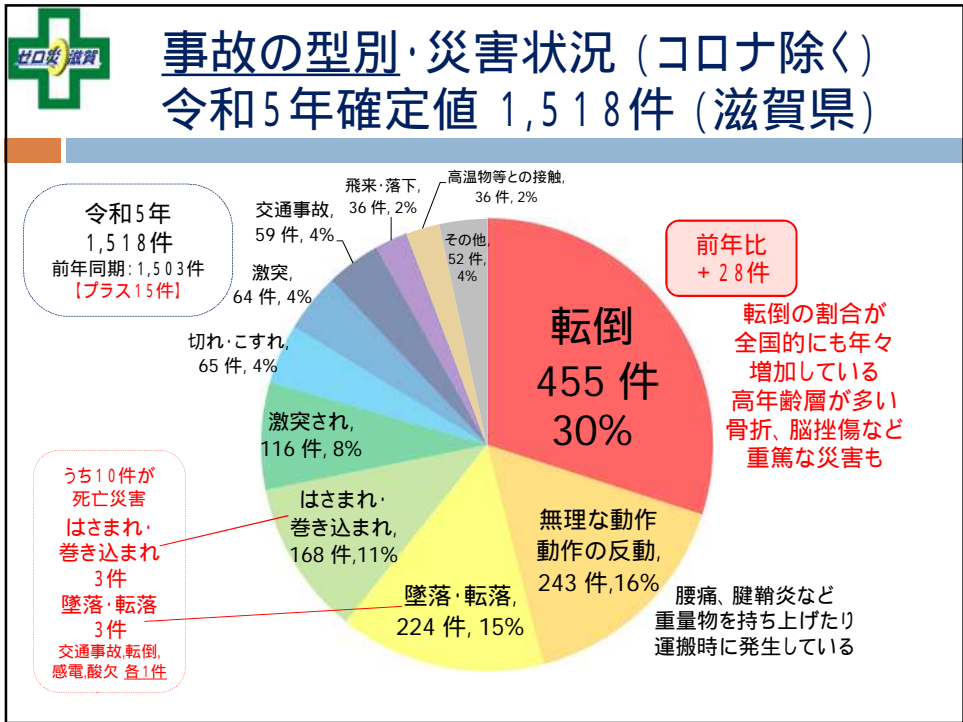
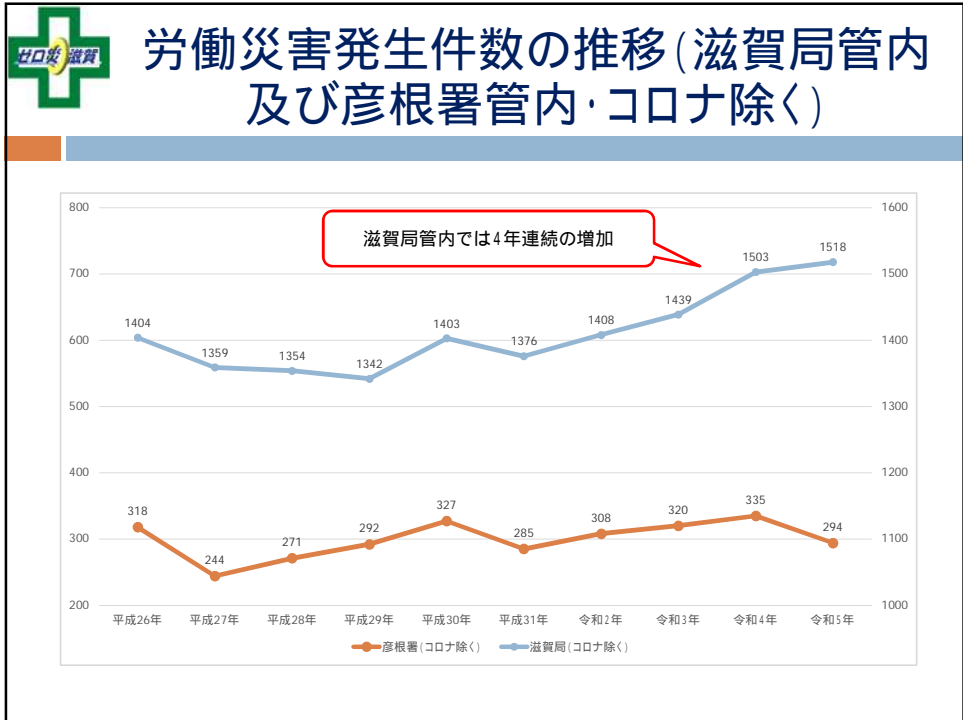
令和6年10月15日
彦根労働基準監督署



滋賀県の労働災害の推移（コロナ除く） （平成20年～令和5年 全産業）

休業4日以上労働災害発生状況（滋賀県，全産業）







転倒災害の類型

転倒災害は全国的に増加・高止まり傾向

・全国で最も多い事故の型は、転倒(右肩上がり)。

R3:33,672件

R4:35,295件

R5:36,058件

労働者本人に目が行きがちだが、
通路等の転倒リスクの抽出が必要。

3大要因「滑り・つまずき、踏み外し」

・滑りリスク

氷、雨水、油、粉じん、靴裏の摩耗。

・つまずきリスク

段差、すき間、コード、整理整頓不十分。

・踏み外しリスク

照度、階段の幅・こう配、手すり。

・その他のリスク

風、気温、重量物、

高齢化(エイジフレンドリーガイドライン)。



転倒災害防止のポイント

つまずき

何も無いところで転倒、足がもつれて転倒(27%)

転倒や怪我をしにくい身体づくりのための運動プログラム等の導入

作業場・通路に放置された物につまずいて転倒(16%)

バックヤード等も含めた整理、整頓(物を置く場所の指定)の徹底

通路等の凹凸につまずいて転倒(10%)

敷地内(特に従業員用通路)の凹凸、陥没穴等(こくわきがなものでも危険)を確認し、解消

作業場や通路以外の障害物(車止め等)につまずいて転倒(8%)

適切な通路の設定
敷地内駐車場の車止めの「見える化」

作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っ掛けて転倒(8%)

設備、什器等の角の「見える化」

作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒(7%)

※引き回した労働者が自らつまづくケースも多い

転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

滑り

凍結した通路等で滑って転倒(25%)

従業員用通路の除雪・融雪
凍結しやすい場所には防滑マット等を設置する

作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒(19%)

水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する
(清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからのはじめの徹底)

水溜(食品加工場等)で滑って転倒(16%)

滑りにくい履き物の使用
防滑床材・防滑グレーチング等の導入、
摩耗している場合は再施工
隣接エリアまで濡れないよう処置

雨で濡れた通路等で滑って転倒(15%)

雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、
防滑処置等の対策を行う





転倒災害防止のためのチェックシート（滋賀労働局作成）

転倒災害防止のためのチェックシート

～職場の転倒の危険をチェックしてみましょう～

- | | | |
|--|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 通路、階段、出口に物を放置していませんか（整理・整頓） <input type="checkbox"/> 2 床の水たまりや氷、油、粉類等は放置せず、その都度取り除いていますか（清掃・清潔） <input type="checkbox"/> 3 安全に移動できるように、十分な明るさ（照度）が確保されていますか <input type="checkbox"/> 4 作業靴は作業に適したちょうど良いサイズのものを選び、定期的に点検していますか <input type="checkbox"/> 5 ヒヤリ・ハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか <input type="checkbox"/> 6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促すステッカー（標識）をつけていますか <input type="checkbox"/> 7 ポケットに手を入れてたまま歩いていませんか（安全な移動姿勢） <input type="checkbox"/> 8 転倒災害を予防するための運動を取り入れていますか <input type="checkbox"/> 9 転倒を予防するための教育を行っていますか | <ul style="list-style-type: none"> ➡ ➡ ➡ ➡ ➡ ➡ ➡ ➡ ➡ | <ul style="list-style-type: none"> 通路、階段、出口などの歩行する場所には、物を放置しないようにしましょう。 床面が氷、油、粉類等で汚れている場合には放置せず、すぐに取り除きましょう。 移動中に物につまずかないよう、適切な明るさ（照度）を確保しましょう。 作業に適した靴を選んで着用し、靴底のすり減りがないかなど、定期的に点検をするようにしましょう。 職場の危険マップを作成し、危険情報を共有しましょう。 転倒の危険性がある場所にはステッカー（標識）をつけて、注意喚起をしましょう。 ポケットに手を入れて歩かないようにしましょう。階段は手すりを使って昇降しましょう。 ストレッチや体操などを適宜行って、転倒災害予防に努めましょう。また、日ごろの歩き方も見直してみましょう。 転倒予防のための教育、研修を実施しましょう |
|--|---|---|



職場における腰痛予防対策指針



職場での腰痛を予防しましょう！ 「腰痛予防対策指針」による予防のポイント

腰痛は、休業4日以上の職業性障害の6割を占める労働災害となっています。厚生労働省では「職場における腰痛予防対策指針」を策定し、腰痛を発生しやすい事業場などへの啓発・指導を行ってきましたが、平成25年6月に、適用範囲を指針・業務分野における介護・看護作業全般に広げるなど、改訂を行いました。このパンフレットは、指針の主なポイント、腰痛の発生が比較的多い作業についての対策をまとめたものです。関係する事業所での腰痛予防対策に、ぜひ、お役立てください。

■ 指針の主なポイント

<労働衛生管理体制>

腰痛を予防するには、労働衛生管理体制を整備した上で、作業・作業環境、従事者の管理と労働者についての教育を統合的・継続的に実施することが重要です。

また、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの考え方を導入して、腰痛予防対策の推進を図ることになります。



<リスクアセスメント>

リスクアセスメントは、それぞれの作業内容に応じて、腰痛の発生につながる要因を見つけて出し、想定される腰部への負荷の程度、作業高度などからその作業のリスクの大きさを評価し、リスクの大きなものから対策を検討して実施する手法です。

<労働安全衛生マネジメントシステム>

リスクアセスメントの結果を基に、予防対策の推進についての「計画（Plan）」を立て、実行を「実施（Do）」し、実施結果を「評価（Check）」し、「見直し・改善（Act）」するという一連のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的・体系的に取り組むことができます。

（抜粋）重量物の取り扱い

・重量物の取り扱いについては**機械による自動化や台車・昇降装置などの使用により省力化を図る。**

・機械を使わず人力によってのみ作業をする場合の重量は、男性（満18歳以上）は体重の概ね40%、女性（満18歳以上）は男性が取り扱う重量の60%程度とする。

例 男性で体重が60kgの場合は荷の重量24kgまで。女性で体重が50kgの場合は、荷の重量12kgまで。原則は、**機械による自動化や、台車の使用による省力化を。**



転倒防止、腰痛予防、健康管理など 個別に相談したいときは（無料）

健康保持増進のための 職場訪問支援サービスのご案内

仕事中的「転倒災害」や「腰痛」等の労働災害防止に向けて
専門家を無料で派遣・アドバイスや従業員教育を実施します

無料支援サービスの内容

健康測定・チェック

・健康面や体力、姿勢の測定 ・バランス・ロコモ検チェック
・職場環境のチェック ・作業状況から見た転倒防止・腰痛予防対策

社内セミナーの実施や実践指導、運動アドバイスなど

・転倒防止のためのバランス運動 ・腰痛予防のための運動
・測定できるストレッチ体操 ・メタボ改善に向けた運動指導等
・作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等

支援までの流れ



転倒や滑りや動作が引っかけ等による墜落による労働災害は年々増加する傾向に
あります。この機会に職場での労働者の健康保持対策をすすめ、転倒・腰痛
災害を撲滅すると共に「ゼロ災害」の職場づくりを進めていきましょう！

～まずは、下記連絡先までご相談ください！～

独立行政法人労働安全衛生機構
滋賀産業保健総合支援センター
TEL:077-510-0770

健康保持増進のための職場訪問支援申込書

事業所名		労働者数		人	
所在地	TEL	FAX			
	経路名	氏名			
担当者	氏名	<input type="checkbox"/> 健康推進 <input type="checkbox"/> 産業看護 <input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 人事・労務担当			
	e-mail	<input type="checkbox"/> 産業看護 <input type="checkbox"/> その他			
業種	業種内容				
訪問希望日	事前打ち合わせ(事業場の健康課題の絞り込みについてのヒアリング)				
	第1希望日	令和 年 月 日	時間	～	～
	第2希望日	令和 年 月 日	時間	～	～
	実況立証(専門家が実際に事業場に訪問する業務の画像・セルシー)				
第1希望日	令和 年 月 日	時間	～	～	
第2希望日	令和 年 月 日	時間	～	～	
支援を希望する現場の健康課題(該当する項目にチェックを入れてください)					
<input type="checkbox"/> 転倒災害が増加している <input type="checkbox"/> 腰痛災害は増加している(痛みから訴える従業員が複数) <input type="checkbox"/> 転倒・社会福祉施設で多く発生している(歩行補助、移動・移動支援の改善) <input type="checkbox"/> 転倒災害や腰痛災害を防止するための作業改善、作業環境、作業管理、健康診断等の改善 <input type="checkbox"/> 中高年労働者又は高齢労働者が多い(労働改善を中心とした運動機能の向上) <input type="checkbox"/> メタボ従業員(生活習慣病(リスク)の増加) <input type="checkbox"/> 高齢不足(高齢者の労働参加)の促進 <input type="checkbox"/> 労働者のメンタルヘルスマネジメント(職場環境の改善)					
<input type="checkbox"/> 身体活動・運動機能的な健康改善の促進による従業員の健康増進・健康増進を図りたい 以上の他に希望される支援の業務内容がありましたら記入ください。					

申込先 FAX 077-510-0775 電話 077-510-0770



令和7年1月1日より以下の労働安全衛生 関係の手續の電子申請が義務化されます

原則義務化も、経過措置あり
当分の間は、猶予されている

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- 有機溶剤等健康診断結果報告
- じん肺健康管理実施状況報告

詳しくは、厚生労働省
ホームページを
ご覧ください。

義務化されるもの以外にも…

- ・ 特定元方事業者の事業開始報告
- ・ 特定化学物質健康診断結果報告、
電離放射線健康診断結果報告などの
各種健康診断結果報告
など、多くの届出等が電子申請可能です。

電子申請をご利用いただくと労働基準監督
署へ来署せずに手続きすることができます。
● 時間や場所にとらわれずに手続きが可能
● スマホやタブレット、パソコン上だけで
手続きが完了
(※「e-GOV電子申請」はスマホには対応していません)
● 電子署名・電子証明書の添付は不要



労働者死傷病報告の報告事項改正

労働者死傷病報告の報告事項が改正され、電子申請が義務化*されます

令和7年（2025年）1月1日施行

労働者が労働災害等による死亡し、又は休業したときには、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません。（労働安全衛生法第97条）。

※ 労務者死傷病報告の報告事項について、災害発生状況をより的確に把握すること等を目的として、以下のとおり改正します。

※ 関係法令：労働法、電子情報処理機構法及び関係行政手続法。

主な改正内容

これらで報告を載せた場合、①、②、③について発生するデータの削減が実現するようになり、④については記載事項に記入するように入力欄が変更されます。

①事業場の種類	日本標準産業分類から該当する部が複数該当する場合は、(例)「製造業等」を複数記載することになり、(例)「製造業等」×「建設業」×「印刷業」のように入力欄が変更されます。
②被災者の属性	日本標準産業分類から該当する小分類項目を選択してください。(例)「製造業等」×「製造業」×「上乗組作業（品受取を除く）」×「材料運搬作業」
③被害者及び被害部位	該当する被害者及び被害部位を選択してください。(例)「死傷者」×「両手」×「両肘」×「両膝」
④災害発生状況及び原因	5つの入力欄にそれぞれ記入してください。
⑤場所・地域及び右傷病種	該当する箇所・地域及び右傷病種を選択してください。

※ 労働者死傷病報告に電子申請の環境を整えることにより、(例)「製造業等」×「製造業」×「上乗組作業（品受取を除く）」×「材料運搬作業」のように入力欄が変更されます。

電子申請に便利な入力支援サービスのご案内

電子申請に当たっては、労働安全衛生法関係の届出・申請等書類印刷に係る入力支援サービス

※ ご活用ください

電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等書類印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに申請できます。

厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等書類印刷に係る入力支援サービス」は、企業の新規が所轄の労働基準監督署に行う届出の作成を支援します。

届出する書類の内容、記載のレイアウトに基づき入力した情報をe-Govを介して直接電子申請することが可能です。

また、入力した情報はお使いの端末に保存できますので、作業の途中でも、再申請などの場合に再活用が可能です。

※ 令和7年1月1日より、労働基準監督署組合のほか、以下の報告を電子申請が義務化されます。これらの報告にも、入力支援サービスをご活用ください。

- 労務者死傷病報告（労働安全衛生法関係の届出）
- 労働時間短縮計画
- 労働安全衛生法関係の届出（労働安全衛生法関係の届出）
- 労働安全衛生法関係の届出（労働安全衛生法関係の届出）
- 労働安全衛生法関係の届出（労働安全衛生法関係の届出）
- 労働安全衛生法関係の届出（労働安全衛生法関係の届出）

スマートフォンからの電子申請も可能です！
入力支援サービスを活用した電子申請はこちらから▶

厚生労働省 | 経産省 | 国土交通省 | 労働基準監督署



e-Gov(デジタル庁所管)のアカウント登録が必要です。

- #### 1.e-Gov アカウントの取得

e-Gov アカウントの取得は3ステップで完了します。各ステップごとに画面の写真を交えて操作方法をご案内いたします。
- #### 2.アプリのインストール

windows、macOS どちらのパソコンでもアプリをご利用いただけます。それぞれのパソコンでの画面の画像を交えて操作方法をご案内いたします。
- #### 3.マイページの使い方

「マイページ」についてご案内いたします。「マイページ」では、各行政手続の申請状況の確認や、基本情報の編集などを行うことができます。
- #### 4.e-Gov での電子申請

各行政手続の申請・届出、申請した手続の事務処理状況の確認、提出機関から発出される公文書の取得方法など、実際に e-Gov で電子申請を行う方法についてご案内いたします。

e-Gov電子申請では、各省庁が所管する様々な行政手続について、申請・届出を行うことができます。

左は電子申請までの流れを示したもので、デジタル庁のHPより抜粋したものです。詳しくは、「e-Gov」で検索してください。